畜産指導の殿堂

実地研修の場として畜産センターを建設

農業を近代化し、農家経済を自立させるために畜産を振興しなければならない。ことは構造改善事業の大きな目的の一つです。

特に当市は、豚の主産地形成をめざして、いろいろな施策を講じていかなければならないと考えておりますが、この施策の一環として、畜産センター（仮称）の設置を計画しております。

現在新津市には、県立大家畜保健衛生所があり大きな役割を果しておりますが、畜産振興のための施設がないので、枝肉センターの附近に畜産センターを設け、専任指導員を常駐させ、畜産振興センターとして活用を図ることが、農家の実地研修の場として、ひろく関係者から利用していただく構想です。

具体的には

1　農業の経営内に飼料畜産を振興しなければならない。ことは構造改善事業の大きな目的の一つです。

2　農業を近代化し、農家経済の成長をおたすけするために、いろいろな政策がうち出されていますが、今度「農業近代化資金助成法」という法律が制定され、農家のみなさんや農業団体に近代化資金をおよびしする制度ができました。

申請は

第一期　四月三十日
第二期　七月一十五日
第三期　十月一十五日
第四期　一月一十日まで

で、取扱いは各協同組合で行うことになっています。

この近代化資金は、畜産、果樹、農機具、農道などの、施設の改良とか購入などと農業経営の改善資金として貸しするもので、個人の場合は最高百万円を三か年以内の据置き、十五年以内の償還という利用し易いものになっています。利率は年七分五厘以内です。

なお、農業団体（生産組織などを含め）の場合や、個人でも特別の事情があるときは、金額も大巾に増額して借りられることになっています。くわしいことは各農協か農務課に相談して、この制度を利用してください。

（農林課）

個人は百万円まで農業近代化資金

公職選挙法の改正が国会で審議されていて、選挙制度審議会の答申が尊重されるとか、いなかいろいろなことが与論となっていまして、何れにしても今国会で改正案が成立することと思われますが、この改正された法律案を七月一日（推定）には参議院議員の通常選挙が行われる予定です。

選挙法が改正された場合、そのときから参議院議員の選挙までの期間が極めて短く、改正法案の内容が一般有権者の方々から理解されずまに与えられた権利が守られなかったり、知らずに違反をおかしたりする例の出ることが心配されますので、次に、一般有権者に関係のある法案の内容を列記して参考に供したいと思います。

○今まで、新津市から他の市町村に住所を移したとすると、県会議員と県知事の選挙権までなくなることになっていましたが、今度は同一県内で、取扱いは各協同組合で行うことになっています。

○供託金が増額になる。市長は二万五千円、市議は八百万円、市会議員は一万円が一万五千円。

○選挙運動の費用を報告する際には、領収書などの証と裏付を添付しなければならないようになる。

○候補者、候補者となろうとする者が関係している団体等に後援会などの名称を付した選挙事務所を設置することは、禁止される。

○選挙運動用のポスターをはいただけで、選挙の自由を防害するとして罰せられる。

○選挙運動用のポスターは、中学生、高校生、青年団、婦人会などの、集会、視察、旅行などの選挙のためのもてなしなどの、記念品を配ったりすることが禁止される。

○政治資金規正法の改正などが、この国の、民主政治の発展のためにも、選挙の公明、公正、清潔、簡素化などの、改正法案が、新聞やテレビの報道に注意して、お互いに、選挙法改正の方向を見守り、改正された場合は、よくこれを守って、公明選挙を実現するようにご協力をお願いします。

（選管委）

転出しても不在投票ができるようになる

新津市だけで選挙区と、なっている）の外へ住所を移したことの理由に、不在投票をすることができるようになる。

○投票区毎に一か所ずつ公営のポスター掲示場がつくられる。衆議院・参議院地方区・県会、議員、市長、市議とも、八百枚が千二百枚までにふえる。

○選挙運動の費用は、市長は三千枚が五千枚に、市議は八百枚が千二百枚にふえる。

○後援団体の総会、集会、視察、旅行などの選挙のためのもてなしなどの、記念品を配ったりすることが禁止される。

○選挙運動用のポスターは、中学生、高校生、青年団、婦人会などの